

第 1 1 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日

定 例 会

平成25年第11回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成25年10月24日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会10月24日 午後 1時30分
 閉会10月24日 午後 3時35分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	会 田 研 司
教育総務部 参事兼 教育総務課長	鈴 木 宏 孝	学校教育部 副参事兼 学務課長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校管理課長	中 山 佳 孝
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	指 導 課 長	五十畑 勝 己
スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	給 食 課 長	川 村 明
生涯学習課 主 幹	山 梨 一 弘	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
		学校管理課 主 幹	田 上 利 弘
		指 導 課 主 幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	議 案	
	・第34号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱制定について	原案可決
	・第35号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	・第36号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	・第37号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第38号議案 越谷市指定文化財の名称変更について	原案可決
	協議事項	
	・平成26年度教育行政重点事業について	
	・教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について	
	・平成25年度越谷市教育費補正予算について	
	その他	
	・いじめ防止対策推進法施行に関連する今後の動きについて	
	・南部図書室の移設について	

◎開会の宣告

住田委員長 これより10月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関しまして、2名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、第35号議案及び第36号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 1時30分)

◎第34号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱制定について

住田委員長 ここで、傍聴人の入室を許可したいと思います。

それでは、議案の審議を続けます。

第34号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱制定についてを議題といたします。

教育長の説明を求めます。

吉田教育長 指導課長。

五十畑指導課長 それでは、第34号議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。第34号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱制定について。越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱を別紙のとおり制定するものとする。平成25年10月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校用教科用図書を採択するに当たり、必要な事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

次に、要綱の内容ですが、会議要項の3ページをご覧ください。主な内容を申し上げますと、第1条及び第2条において趣旨及び基本方針を定め、第3条において採択の実施主体が教育委員会であることを定めております。

また、第4条において選定委員会と調査部会の設置を定め、第5条から第8条において選定委員会の詳細を、第9条から第12条において調査部会の詳細を定めております。

あわせて第13条において、各小中学校における教科書の調査研究について定めております。

選定委員会は、選定資料を作成するとともに種目ごとに教科書を推薦し、教育委員会会議に報告するものでございます。選定委員には、市内小中学校の校長または教頭から教育委員会が委嘱いたします。

調査部会は、選定委員会の下部組織として教科書についての調査研究を行い、調査報告書を作

成して選定委員会に提出するものでございます。調査部会の部会長には選定委員をもって充て、調査員は校長を除く市立小中学校の教員から教育委員会が委嘱いたします。

教育委員の皆様には、選定委員による選定資料の説明及び教科書の推薦等を参考にしていただきながら、十分にご協議いただき、教科書の採択をお願いするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、本要綱の制定後に採択事務の細部について定める予定であります「越谷市立小中学校使用教科用図書採択事務要領（案）」並びに「越谷市教科用図書採択組織図」及び「教科用図書採択 日程の概要」を、申しおりましたが、資料１に載せております。あわせてご参照いただければ幸いです。

以上をもちまして、越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

堀川委員 質問ですが、選定委員や調査員はそれぞれどのような方を選定するのでしょうか。

五十畑指導課長 選定委員につきましては、市内の小中学校の校長もしくは教頭から委嘱いたします。調査員につきましては、校長を除く市内の小中学校の教員から、それぞれ教科の内容及び指導に造詣が深い教員を委嘱いたしたいと思えます。

なお、この調査員には教頭も入ることがあります。以上でございます。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他に。

櫻田委員長職務代理者 この第11条のところで、調査員が教員３人から７人までの範囲と書いてありますけれども、結構幅があると思うのですけれども、実際何人ぐらいの委嘱を考えていらっしゃるのでしょうか。

五十畑指導課長 実際には４名から８名の間で考えております。部会長入れてプラス１名ということで１プラス３、１プラス７ということで、一番少ない部会で４名、一番多い部会で８名になります。これにつきましては、教科書会社の種類の多い、そして冊数の多い部会については最大限の８名ということで、例えば小学校ですと国語部会が一番、５種目５８冊というのがありますので、８人で行いたいと思えます。

それから、中学校につきましては、社会科部会、社会部会のほうが同じくたくさんの教科書の会社の種類と冊数がありますので、８名構成で調査を行う、こういうふうに考えております。いわゆる教科書の種類、それから冊数に応じて適切な研究調査部会の人数を想定しているところでございます。

以上です。

櫻田委員長職務代理者 わかりました。冊数によって人数が変わるということですね。

五十畑指導課長 はい。

住田委員長 他に。

進藤委員 要綱第12条によりますと、調査部会是非公開ということになっておりますけれども、なぜこれは非公開にする必要があるのでしょうか。

五十畑指導課長 調査部会がなぜ非公開というご質問ですが、要綱12条にそのように定めさせていただきましたが、調査部会というのは実際に会議というよりも、実際の教科書を見ながらの作業の場を想定しておりますので、作業によって得られた調査報告書につきましては、後ほど選定会議、教育委員会の中に資料として整ったものが出ますので、非公開ということにさせていただいているところです。特にその会議の内容を拝聴するというか、傍聴することがなく、作業的な部会であるということで非公開とさせていただきました。

以上です。

住田委員長 よろしゅうございますか。

進藤委員 はい、いいでしょうか。

教科書の採択は静ひつな環境でということなのですから、それとは関係はないのですか。

五十畑指導課長 想定している内容といたしましては、教科書を持ち寄って、そのメンバーでやりとりをしているということで、意見が出てくるというよりも、ほとんどその作業的な場面があるだろうということで、この場合は非公開とさせていただきたいと思います。

進藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

住田委員長 他にいかがでしょうか。

それで少しお聞きしますけれども、教育委員会から委嘱をして事務的な作業、それからいろんな会議を経るわけでありまして、委嘱した日の属する年の8月31日というような記述が第6条とかそういったところで出てくるわけでございますけれども、大体流れとしてはこちらのほうの資料1の9ページですか、これぐらいの日程を予想しているわけでありまして。

五十畑指導課長 法で定められているその採択の最終日が8月31日ですので、それを想定して、資料1の9ページに示させていただいたような流れで今これから細かな準備をしていきたいと思っております。このスケジュールが主なところでございます。

住田委員長 ああ、そうですか。はい、どうもありがとうございました。

感想は今結構忙しい感じがしますが、他に何かございますでしょうか。

進藤委員 要綱第5条を拝見しますと、選定委員会は推薦する教科書を教育委員会に報告することになっておりますけれども、この推薦をするに当たっては、どのような基準で推薦する図書を決めていくのでしょうか。

五十畑指導課長 選定委員会のほうでは、やはりこれも教科書の冊数によってですが、2種類もしくは3種類を推薦することになりますが、各調査部会がまず作成した調査報告書になりますが、

それに基づいて学校における調査研究報告というのがあります。また、教科書展示会を開くわけですが、そこに提出された意見などを参考にしながら推薦する教科書を決定していただくことになります。

なお、調査報告書につきましては、県教委のほうで作成した調査の観点というのがあります。あるいは教育長が指示する調査の観点等を調査研究の重要なポイントとして示し、それに基づいて各調査部会が作成した調査報告書に基づいて選ぶことになります。

なお、推薦に当たっては、特色が明確な教科書を選ぶように進めていきたいと思っておるところです。

以上です。

進藤委員 あとよろしいでしょうか。

住田委員長 どうぞ。

進藤委員 今のご説明の中に、教科書の展示会における意見という言葉が出てきたのですが、それは具体的にどのようなものなのでしょう。

五十畑指導課長 今年度も越谷市教育センターに教科書の展示をしたわけですが、そのときに来館者の方にアンケートを書いていただきました。それらをまとめた形で取りまとめたものをお示しし、それをもとに、それも参考にしながら、推薦教科書を選定していただくことになっております。

進藤委員 ありがとうございます。

五十畑指導課長 以上です。

住田委員長 他に何かございますでしょうか。

大変な作業の量かと思いますが、本当に体には気をつけて頑張っていたきたいなというくらいのスケジュールです。

よろしいでございますでしょうかね。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、第34号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第37号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 続きまして、第37号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 科学技術体験センター所長。

小林科学技術体験センター所長 それでは、第37号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。会議要項の17ページをお開きください。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成25年10月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市科学技術体験センター運営委員会委員が、平成25年11月7日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

次に、恐れ入りますが、19ページをお開きください。越谷市科学技術体験センター運営委員会は、越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例により設置されておりまして、委員の定数につきましては、同条例第6条第2項により、12名以内、任期は同条例第6条第3項により2年とそれぞれ定められており、委員の任期を平成25年11月8日から平成27年11月7日までの2年間として委嘱するものでございます。

委嘱する委員につきましては、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順で表となっておりますので、ご参照いただければと存じます。

委員の内訳につきましては、1号委員が学識経験者4名、2号委員が学校教育関係者3名、3号委員が社会教育関係者1名、4号委員が公募による市民4名でございます。以上12名の委員構成でございますが、男性が8名、女性が4名で、女性の比率は33.3%となっております。また、新任の方は8名、再任の方は4名でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようでしたら、よろしゅうございますか。

これより第37号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第38号議案 越谷市指定文化財の名称変更について

住田委員長 次に、第38号議案 越谷市指定文化財の名称変更についてを議題といたします。

教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 それでは、引き続き21ページをお開きいただきたいと存じます。

第38号議案 越谷市指定文化財の名称変更について。越谷市指定文化財の名称を次のとおり変更するものとする。

「中村家住宅付表門」を「旧東方村中村家住宅」に変更する。

なお、名称変更については、当該施設の供用開始の日からとする。

平成25年10月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、平成26年度の一般公開に向けて、現在復元整備を行っている当該指定文化財の名称を、市民にとってよりわかりやすいものに変更するため、提案するものでございます。

本件、越谷市指定文化財の名称変更につきましては、本年7月の定例教育委員会会議でご了承いただき、平成25年8月5日付越教生第435号で、越谷市文化財調査委員会に諮問させていただきました。

文化財調査委員会におきまして、諮問内容等を慎重にご審議いただき、お手元に配付させていただいております資料2、ご覧いただけますでしょうか。資料2のとおり、平成25年10月10日付で答申をいただいたところでございます。

答申内容についてご説明申し上げますと、名称を「中村家住宅付表門」から「旧東方村中村家住宅付表門」に変更することについて諮問させていただいたところ、文化財調査委員会の答申として、変更後の名称を「旧東方村中村家住宅」とすることが望ましいとのご提案をいただいたところでございます。

その意見・理由といたしまして、保存民家「大間野町旧中村家住宅」と明確に区別できるよう、「東方村」という旧地名を表記することについては、中村家住宅の歴史的・文化的背景を知る上で大切なものであること、また「付表門」の表記については、市指定文化財として指定された時点では文化財保護法の考え方として、有形の文化財的所産で価値の高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件については、これを区別して取り扱わなければならないとされておりましたが、昭和50年7月1日に文化財保護法が改正され、母屋と表門を一体として取り扱うことができることとなりましたので、「付表門」は表記せず、削除することが望ましいとのことでした。

なお、名称変更につきましては、「当該施設の供用開始の日からとする」とさせていただいておりますが、今後の予定といたしましては、平成26年3月に中村家住宅の復元を完了し、平成26年10月から供用開始を予定しており、同施設の設置及び管理に関する条例を平成26年6月定例市議会に上程させていただきたいと考えております。

したがいまして、同条例が議会で可決され、公布された時点で供用開始日が確定いたしますので、同条例の公布後に越谷市指定文化財の名称変更について、速やかに教育委員会告示を行って

まいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第38号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成26年度教育行政重点事業について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

平成26年度教育行政重点事業について、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、協議事項、平成26年度教育行政重点事業についてご説明いたします。

本日は、平成26年度の教育行政方針及び教育行政重点施策の作成に向け、次年度どのような教育施策に重点的に取り組んでいくかについて、当初予算の編成に先立ち、委員の皆様にご協議いただき、ご意見等をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、別冊1、平成26年度教育行政重点事業についての1ページをご覧ください。

初めに、「教育行政方針」と「教育行政重点施策」についてご説明いたします。まず、「教育行政方針」と「教育行政重点施策」とはどのようなものかについてでございますが、「教育行政方針」は、教育振興基本計画の基本理念である「生涯学習社会」の実現に向けた、教育行政運営の基本的な考え方や主な施策を3つの基本目標ごとに示したものでございます。

また、「教育行政重点施策」は、「教育行政方針」を受けて、当該年度に特に重点的に取り組む教育施策の、具体的な内容を明示したものでございます。いずれも毎年度作成いたします。

次に、「教育行政方針」と「教育行政重点施策」の位置づけについてでございますが、教育振興基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5カ年の計画ですが、「教育行政方針」及び「教育行政重点施策」は、計画期間内の各年度に取り組むべき事業の、単年度の実行計画という位置づけでございます。

なお、2ページに、それぞれの位置づけを表にしたものがございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、「教育行政方針」と「教育行政重点施策」の作成の流れですが、「教育行政方針」及び「教育行政重点施策」で取り上げる内容につきましては、本日の会議において、第1回目の協議を行

います。

その後、12月定例教育委員会会議において、平成26年度の当初予算要求の協議を行った後、「教育行政方針」については1月の教育委員会会議において協議し、決定いたします。また、「教育行政重点施策」については、「教育行政方針」を踏まえ、2月及び3月の教育委員会会議において協議し、決定いたします。

最後に、「教育行政重点施策」に掲げられる重点的に取り組む教育施策、重点的な取り組みについてですが、次の各事項を踏まえたものといたします。

総合振興計画の実施計画と整合していること。越谷市教育振興基本計画の主な取り組みを基本とすること。時代背景や社会情勢の変化を踏まえたものであること。市議会や教育委員会会議において出された質問・意見などを踏まえたものであること。事務事業評価や点検評価・教育外部評価における課題・評価を反映したものであること。

以上が、平成26年度の「教育行政方針」と「教育行政重点施策」の作成に当たっての考え方でございます。

続きまして、3ページ以降にございます「平成26年度重点事業一覧表」をご覧ください。この資料は、各課所において、予算を伴うか否かにかかわらず、平成26年度に重点的に取り組んでいきたいと考えております事業（重点事業）を、教育振興基本計画の施策体系に合わせて一覧表にまとめたものでございます。

この後、担当課長等から順次ご説明申し上げますが、その前に表の見方について説明をさせていただきます。

一覧表は、教育振興基本計画の施策体系における「基本目標」及び「施策の方向」ごとにページが分かれております。3ページの「基本目標1」の「施策の方向1」から始まり、12ページの「基本目標3」の「施策の方向4」まででございます。

なお、13ページ以降には、教育振興基本計画の施策体系図がございますが、平成23年度から平成26年度までの4年間に取り上げる、重点的な取り組みに星印をつけてございますので、全体的な把握をする上での参考としていただければと存じます。

再び3ページにお戻りいただきまして、表の一番左から順に「施策」、「主な取り組み」とございますが、これは教育振興基本計画上の施策及び主な取り組みと一致しております。

次に、「種別」の欄については、「新規事業」、「拡充事業」、一部新規が含まれますが、「継続事業」の3つに分類してあります。

「重点事業」の欄には、事業名をわかりやすく記述し、次の「重点的に取り組む具体的な内容」の欄には、その重点事業を達成するための、具体的な手段や方法などを記述しています。

「担当課」の欄は、事業の所管課所になります。

一番右の「根拠」の欄につきましては、主に何に基づいているかを示しておりまして、「計画」

とあるのは、第4次越谷市総合振興基本計画及び教育振興基本計画に基づくもの。「議会」とあるのは、市議会での一般質問等を踏まえたもの。「教委」とあるのは、教育委員会会議における委員の皆様のご提言を踏まえたもの。「評価」とあるのは、事務事業評価や点検評価・教育外部評価の結果を反映したものを表しております。

なお、一覧表の内容につきましては、あくまでも現時点で取りまとめたものでございますので、今後予算調整の結果や国の施策の変化、社会状況の変化などを踏まえて、修正を行う可能性もございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

それでは、担当課所長から順次ご説明申し上げますが、時間の都合上、新規及び拡充事業についてのみ説明とさせていただきます、継続事業につきましては、後ほどご参照いただきご了承を賜りたいと存じます。

大西教育センター所長 それでは、3ページ、基本目標1、生きる力を育む学校教育を進める、施策の方向1、自立して生きていくための基礎となる確かな学力を育むをご覧ください。

主な取り組みの情報モラル教育の推進をご説明いたします。本市が進めておりますICTを活用した教育により、ICT環境の整備が充実してまいりましたので、並行して使う側の心と術を育成する新規事業でございます。社会問題ともなりつつある情報モラルやリテラシーを高めるための事業や研修会を実施してまいります。

五十畑指導課長 続きまして、1—1—(2)、④主な取り組み、教科用図書関連事業の推進、拡充でございますが、先ほども説明いたしました、教科書採択事務の円滑な実施を目指す事業でございます。来年度小学校、そして27年度、中学校の採択が新しく単独採択地区となりますので、適正な教科書採択に向けた組織等の運営や円滑な採択事務ができるように事業を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

大西教育センター所長 続きまして、同じく3ページ下段、施策、環境教育の充実、主な取り組みとしまして、環境教育における教材開発と活用の推進をご覧ください。

環境教育資料の充実の重点事業でございますが、これまで作成してきました環境教育資料「しらこぼと」をデジタル化するとともに、「越谷の環境教育」ホームページを整備し、共有できるように拡充を行ってまいります。

続きまして、その下でございますが、同じく施策、環境教育の充実、主な取り組みとしまして、地域の自然や施設の活用の推進、環境問題を意識した体験学習の充実の重点事業でございますが、3年目となります越谷生物多様性子ども調査を新たに6校増やし、小学校24校に実施してまいります。あわせて調査に必要な学校ビオトープの整備を行うとともに、その成果を活用し、各施設や関係機関等の連携を図るような各小中学校のエコライフ活動を実施できるよう拡充を行ってまいります。

五十畑指導課長 続きまして、4ページ、施策の方向2、自立して生きていくための基礎となる健

康な心と体を育むをご覧ください。

一番上の健康・安全教育の充実、指導課ですが、主な取り組み、①安全教育・安全管理の充実、拡充です。重点事業といたしましては、防災教育の充実ということで、具体的には小中学校及び地域との連携を踏まえた防災訓練を今小中学校に依頼し、実施を進めていただいているところですが、さらにその充実を目指していきたいと思います。

それから、9月2日の竜巻等を踏まえて、学校防災マニュアルを改めて見直して策定していただいているところですので、これらのさらなる活用、充実を目指していきたいと思います。

続きまして、その下、心の教育の充実、きめ細やかな生徒指導体制の充実、これも拡充でございますが、主にネットパトロールを越谷市独自で25年度から始めたわけですが、その継続、さらに充実。また、未然防止にかかわるいじめ防止については、未然防止が非常に有効であるということで、それらを重点に置いた事業の充実を図っていきたいと思います。

具体的にはその右側に、ネットパトロールあるいは「いじめ対応マニュアル」の改訂等がありますので、詳しくはお読みいただければと思います。

さらに、2段下の教育相談の充実、③を見てください。いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応、これも拡充でございますが、先ほど上の心の教育の充実の再掲の部分をここに載せてありますので、見ていただければと思います。

以上です。

吉田教育長 先に担当を言ってくれますか。

川村給食課長 続きまして、給食課でございますが、学校給食の充実と食育の推進ということでございまして、主な取り組みにつきまして、食に関する指導の充実でございます。新規事業といたしまして、「主食」についての指導を重点事業として取り組んでまいります。具体的には、各学年に応じました「主食」に関する指導、家庭への「主食」に関する意識啓発、御飯料理レシピ集の作成等でございます。

続きまして、拡充事業でございますが、地場農産物の使用拡大ということでございまして、具体的には学校給食で使用いたします地場農産物の使用量の拡大、さらには越谷産米「彩のかがやき」の使用量の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

中山学校管理課長 続きまして、学校管理課でございます。5ページ、施策の方向3、信頼される、質の高い教育を進めるをご覧ください。

施策名ですが、義務教育施設・環境の整備・充実のうち、主な取り組み、②学校環境の整備と維持管理の充実のうち、上から2段目の新規事業、小学校仮設教室の借上でございますが、千間台小学校の児童数増加に伴う教室不足に対応するため仮設教室を借り上げるものでございます。教室数につきましては、児童推計の状況や西大袋区画整理事業地内の開発状況等を勘案しながら

今後検討してまいります。

以上であります。

野口学務課長 続きまして、学務課でございます。同じ施策の⑤臨時教職員の配置、拡充事業でございます。特別支援学級の増加、学校からの配置要望の増加等に伴いまして、特別支援教育支援員の増員を図ってまいりたいと考えております。毎年3名から4名の増員を図っているところでございますけれども、継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、日本語指導員の適切な配置にも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

五十畑指導課長 指導課でございますが、その下の⑦番、学校教育団体の支援、拡充事業でございます。今年度自主研究団体ということで、学校を超えた教職員の研究団体に助成をスタートしました。今年度は、3団体、ICT活用、体育の授業改善、外国語授業改善等のグループがスタートいたしました。これらをさらに積極的に助成することにより、学校を超えた意欲のある教職員の研究を助成するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、指導課ですが、6ページをご覧ください。施策の方向4、保護者・地域との協働を進めるをご覧ください。そこの地域に根ざした特色ある学校づくりの②中学校部活動への外部指導者の派遣、拡充事業でございます。各学校、中学校には部活動の外部指導者を派遣しているわけですが、今年度外部指導者を対象とした研修会を開催いたしました。そうしましたところ、非常に有効、しかも有意義であったということで、これらを今年度の事業を踏まえて、さらに必要なものを研修会を通して外部指導者の方々にお伝えするという事を考えております。

以上でございます。

小林図書館長 続きまして、図書館でございますが、7ページ、基本目標の2、生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する、施策の方向1、生涯を通じた学習活動を推進する、こちらをご覧ください。

その7ページの中で、拡充事業3点についてご説明申し上げますが、まず1点目としては、図書館機能の充実として、南部図書室の移設による機能強化をあげさせていただいております。南部図書室については、文字どおり図書室ということで10万冊程度の蔵書冊数であり、30万都市としてはかなり小さな図書室であることから、その拡充強化が従来から求められておまして、今般サンシティの商業棟の6階のほうに移設することにいたしまして、機能強化を図ろうというものです。

その内容ですが、具体的な項目として、蔵書冊数については、現行の10万冊程度のものを約18万冊に拡充し、機能強化を図るものであり、また、閲覧席の拡充やサービスの自動化の推進を行い、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

2点目ですが、施策の体系がオーバーラップしておまして、機能の充実を図るためには、裏

腹の関係にあり、サービスの基盤である図書館システムの活用が不可欠となります。具体的に申し上げますと、予約については、インターネット予約とか、窓口での予約受付をしています、年間約27万冊の予約サービスをしている中で、かなり裏作業というか、手間がかかっております。そこで、南部図書室の移設による機能強化に合わせて、利用者層を勘案し、自動で予約図書を受け取ることができるようなシステムを新たに構築していきたいと考えております。

加えて、自動貸出機などについては、中央図書室で実証実験的に平成24年から始めておりますけれども、その有効性等が確認できましたので、同様に整備していく予定でございます。

3点目の野口富士男文庫の運営ですが、こちらにつきましては、従来から講演会や展示、文庫活動の小冊子の発行というものを継続的にやってきたわけですが、平成26年は文庫開設の20周年という記念すべき年に当たりますので、越谷を舞台に描いた野口作品を中心に、仮称でございますけれども、「越谷小説集」なるものを発行し、市民文化のより一層の向上に努めていきたいと考えております。

小林科学技術体験センター所長 科学技術体験センターの充実、主な取り組み、③科学講演会や講座・教室の開催について説明いたします。

拡充でございますが、今現在科学技術体験センターでは、生涯学習課が行っております市民大学の会場となっております。そちらの講座は、いろいろなテーマ別に開催されておまして、どの受講の方も大変喜んでお帰りになる姿を見ております。そこで、平日大人の方を対象に、生き物の特徴についてや味の不思議、生活と化学反応など、人を中心にした身近な生物学の講座を開催したいと考えております。また、どなたでも参加できる哺乳類の秘密などの自然科学講座を行いたいと考えております。

以上でございます。

植田スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。9ページに、基本目標3、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる、施策の方向1、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るをご覧ください。

活動機会の充実のスポーツ観戦機会の充実のうち、プロスポーツ大会・全国大会等の誘致につきまして拡充をいたしております。具体的には、表のとおり、今年度に引き続き、誘致をする大会のほか、来年は日本スポーツマスターズ2014埼玉大会、種目は軟式野球で9月20日、21日に越谷市民球場で開催を予定しております。さらには、その下段の関東中学校剣道大会を8月に総合体育館で開催をいたします。2つとも越谷市教育委員会が主催者の一員となり開催をする予定であります。身近なところでプロスポーツあるいは全国大会規模の大会を開催することで、競技者あるいは競技に携わる方々の競技への取り組みの姿勢の高揚にとっても有意義なことから開催をしてまいります。

続きまして、12ページ、施策の方向4、健康ライフスタイルづくりを支援するをご覧ください。

中段になります。高齢者の健康づくりの支援、健康・体力づくりの活動機会の充実ということで、高齢者へのスポーツ参加機会の提供を拡充してまいります。具体的には、今までは地域体育館で開催をしていましたけれども、これからは出前講座という形をとりまして、老人福祉施設に向いて、この教室を開催していきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

鈴木教育総務課長 以上で説明を終了とさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

随分多くご説明いただいたわけでありますけれども、ご意見等ございますでしょうか。

堀川委員 9ページのスポーツ観戦機会の充実ということで、スポーツ大会の全国大会レベルの誘致ということで、たくさんの方々に越谷に来ていただきたいという思いなのですが、想定以上に来場者が多かった場合も考えられると思うのですが、安全面などからも考えて、人数制限なども必要になってくるとは思うのですが、何かその対応に工夫されるようなこととか考えておられますでしょうか。

植田スポーツ振興課長 具体的には、来年の大会開催については、県の中体連が中心になって実施するわけですが、今年の夏に開催されました高校の関東大会も非常に来場者が多く混乱をしたということがありました。それで、中体連にもこの辺については特に方策を講じるようにというお願いはしてあります。具体的な方法の一つとして、武道場を開放して何かしらの対応を考えていきたいとは考えております。

また、そのほか駐車場も多目的運動場を確保するように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

堀川委員 剣道に関しては夏の暑い時期でもありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

住田委員長 他にいかがでしょうか。

櫻田委員長職務代理者 3ページの情報モラル教育の推進ということですが、教育センターで行われる先生方の研修かと思われますけれども、これはどういう先生を対象にどのような形で行われるか知りたいのですが。

大西教育センター所長 今ご指摘のように、先生たちを対象にした、まず1つは新しく本市に来られた先生方、新任を含めてあるいは異動の職員、管理職、さらに、学校の情報教育の中心になるリーダー、校長、教頭、教務主任、主幹等を対象にした研修、それプラス子どもたちへの指導のための授業も少し充実させていきたいと思っています。例えば総合的な学習の時間等の中でそういう教材を使いながら行っていきたいと考えております。

住田委員長 それでは、私のほうから一つお聞きしたいのですが、7ページの南部図書室の移設によって機能強化を図るということですが、10万冊から18万冊ぐらいにアップするとか、関

覧席の拡充とか、非常にいいことなのですからけれども、いま図書がどんどん電子化されていくというような時代にありまして、これはやはり何といいますか、書籍で増やすのか、それとも電子化をできるだけ図っていく方向なのか、こういうところはどんなものなのかなというふうに私は考えていますけれども。

小林図書館長 電子化ということですが、日本のほうは電子書籍元年というふうなこともありましたが、なかなか欧米に比べて進んではおりません。著作権との関係で、没後50年とかで著作権フリーとなったものについては、青空文庫などで、無料で公開されていると思いますけれども、現行の図書館法の中で、図書館そのものが無料貸し本屋であるというふうなことが、著作権協会のほうから言われておりまして、こうした中で、電子化というものについては、まずその著作権との兼ね合いもあり、日本においてなかなか進展しないという状況にあります。

ただ、過去の書籍等で絶版的なものに限って著作権法の改正がなされ、国立国会図書館のほうで各公立図書館向けに電子データを配信して、その図書館の中で電子的に資料が見られるとか、そういうサービスがようやく年明けから徐々に始まるということがあります。また、電子図書館ということでは、全国的に千代田区などは先陣を切っておりまして、なかなか予算的な面とかシステムの問題とかでさほどその動きがあるとは聞いておりません。

したがって、電子化そのものの問題、著作権の問題というものがあり、また、研究者によりますと、デジタルではなく、紙の本の活字を読むことのほうが、人間の脳の発達にもよいと言われているところですので、そもそも公立図書館の役割としては、実際に本を並べて、どの本を選ぶのかということが中心的なものと考えております。デジタル的にページを開くという機械的なことではなくて、アトランダムに本をめくる中で、やはりその脳の発達に、紙の本が優れているということでもあります。

本市においては30万都市という中で、58万冊程度の蔵書しかなくて、県下第8位という順位であり、本を手にとって現実に見るという環境づくりをまずもって拡充していきたいと考えており、公立図書館としては優先すべきであると思っております。したがって、いわゆる公開書庫と閉架書庫という、少し言葉がわかりにくいかもしれませんが、オープンにしている図書をなるべく多くということで、18万冊のほとんどがオープンになるような設計をしているところでございまして、電子化という動きについては、後発というか、バスに乗り遅れないようにということではなくて、じっくりその辺を考慮し、対応していきたいと考えております。

住田委員長 よくわかりました。私も納得いたしました。そうでないと、どんどん電子化されて非常に困ることがありますので。

吉田教育長 電子化に走った方のお話を聞いたことがあるのですけれども、やはりいま、また紙ベースに戻られているようです。

住田委員長 よかった、本当に困ることになるものですから。

他にどなたか。

堀川委員 済みません。6 ページの中学校部活動への外部指導者の派遣ということで、大変外部指導の先生方には貴重な時間を使っていただいてご尽力していただいていると思うのですが、また拡充ということでこれから外部指導者も増えていくのかなということで、研修会も好評だったということなのですが、現在市内にどれぐらいの人数の外部指導者の方がおられるのかということと。

また、研修会の内容、そのほか、外部指導者からの要望等が市や学校側にあるなら、その内容を教えていただければと思います。

五十畑指導課長 ありがとうございます。まず外部指導者の人数ですが、昨年度、市内14校46部活に48人の方に指導をお願いいたしました。次に、研修会を開いてみて、まずどういう研修会かと申し上げますと、中学校2校の外部指導者の方に、今どんな活動をして、どんな先生方と連携をとって子どもたちを育てているかというのを陸上の先生、それから剣道の先生、お二方が説明してくれました。その中で、外部指導者の立ち位置、顧問の先生との連携、顧問の先生の役割、これらを指導的な立場として若い外部指導者の方もいらっしゃいましたので、詳しく説明していただきました。

その中で、やはり学校の教育活動の一環であるということを強く話をさせていただきましたので、改めて経験の浅い外部指導の方は、自分の置かれている立場を理解し、さらに教育委員会のほうといたしましては、信頼関係に基づく指導の徹底とそこを少し強調して書かせていただいたところですが、心配はしていないのですが、今いろいろと行き過ぎた指導等が、教員だけではなくて、外部指導者の方にも及ぶと、教育活動が根底から覆されてしまいますので、その辺について再度お願い、確認をさせていただきました。

今後につきましても、若い外部指導者の方が中学校としてもたくさん入ってきていただけると思いますので、それらの方に細かなご指導含めて、先輩からのご指導含めて、また学校とのやりとりについてもお話しいただき、その後分科会形式でそれぞれの悩みとか、そういったものも交流することによって自分の抱えている悩みが共有化され、ほっとする部分もありました。さらに、これ続けていきたいと思います。

以上です。

堀川委員 はい、ありがとうございました。よろしくお願いします。

住田委員長 他にございますでしょうか。

どれも新規事業あるいは拡充事業、本当にこれは今時局に合っているなといいますが、どうしてもやらなくてはいけないようなことがたくさん盛り込まれているかと思います。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、いただきましたご意見等を踏まえまして進めていただきたいかと思えます。

◎教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）について

住田委員長 続きまして、教育委員会の事務に関する点検評価及び評価調書について、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、平成25年度教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書（教育外部評価を含む。）についてご説明いたします。

7月25日の定例教育委員会会議において、教育外部評価者及び教育外部評価の対象となる重点的な取り組みについて、ご決定をいただきました。このことを受けまして、8月20日に教育外部評価者3名によるヒアリングが行われました。

ヒアリングに当たっては、事前に教育外部評価者へ全43項目の評価調書と、あわせて教育外部評価の対象となる10項目に関する資料をお渡しし、あらかじめ重点的な取り組みの内容をお伝えできるよう努めました。ヒアリング当日は、各項目について担当課所から重点的な取り組みの趣旨を説明した後、おおむね30分程度、教育外部評価者による質疑が行われました。

本日は、教育外部評価を受けた10項目を含めた、43項目全ての重点的な取り組みにかかわる、評価調書の記載内容全般にわたって、委員の皆様にご協議いただき、ご意見等をお伺いできればと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、別冊2、教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書についての1ページをお開きください。

こちらは、教育外部評価を受けた10項目を含めた、43項目全ての重点的な取り組みに係る、教育外部評価者の総合的な意見となっております。恐れ入りますが、記載内容につきましては、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは内部評価及び外部評価の結果について、一覧表の形でまとめたものでございます。上段に43の重点的な取り組みにおける教育内部評価結果を、その下に教育外部評価の対象となる重点的な取り組みの教育内部評価及び教育外部評価一覧を掲載してございます。

初めに、上段の43の重点的な取り組みにおける教育内部評価結果につきましては、「的確性」「充実度・満足度」「将来性」及び「社会公共性」の4つの評価の視点から自己評価を行った「教育施策の検証」の結果を踏まえ、各取り組みの進捗状況や成果、課題及び今後の方向性等を検証し、A・B・C・Dの4段階で自己評価を行った結果でございます。

43の重点的な取り組みのうち、上から順に、A評価が2項目、B評価が40項目、C評価が1項

目で、D評価はありませんでした。

次に、その下の教育外部評価の対象となる重点的な取り組みの教育内部評価及び教育外部評価一覧につきましては、教育外部評価を受けた10項目の評価結果で、一番左が内部評価、右の網かけ部分が、外部評価者3名による評価となっております。

こちらの10項目につきましては、いずれの項目も、内部評価では「一定の成果が得られている・少し課題がある」としたB評価でしたが、教育外部評価においては、全ての項目について、3名の評価委員のうち1名以上からA評価をいただくなど、教育内部評価より高い評価となっております。

評価が異なった理由といたしまして、教育内部評価においては、課題を認識しているものは今後改善する余地があるとの考えからB評価としておりますが、教育外部評価においては、課題や改革・改善の方策についてご意見をいただいても、現状の取り組み内容として十分な成果が得られていると評価されたものや、今後の取り組みに大きな成果が期待できるものについては、A評価としていただいたと考えております。

次に、6ページ及び7ページをご覧ください。このページから25ページまでは、教育外部評価の対象となった10項目の重点的な取り組みに係る評価調書が、取り組みごとに見開きで掲載されております。見開きの左ページは、上から順に重点的な取り組みの内容、教育施策の検証及び教育内部評価の内容となっており、右のページは外部評価ヒアリングの結果を踏まえた、教育外部評価者3名のそれぞれの評価及び意見等、一番下の担当課が記入した「教育外部評価を受けての対応等」が記載されております。

教育委員会といたしましては、教育外部評価者のさまざまなご意見を踏まえて、今年度以降のアクションとして、各取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、27ページをご覧ください。こちらは、教育外部評価を受けた10項目を含めた、43項目全ての重点的な取り組みに係る、内部評価結果の一覧表となっております。次の28ページから61ページまでにつきましては、教育外部評価の対象とならなかった33項目の取り組みに係る評価調書を掲載してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

平成25年度教育委員会の事務に関する点検評価における評価調書についての説明は以上でございます。

なお、冒頭で申し上げましたとおり、教育外部評価を受けた10項目だけではなく、点検評価を行った43項目全ての重点的な取り組みに係る評価調書の記載内容につきまして、委員の皆様よりご意見等をお伺いできればと存じますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

進藤委員 6ページから7ページにかけての中学校選択制の推進の項目で、こちらの外部評価者の

石田先生のコメントの中に少し書かれていることなのですが、その学校の選択理由としていろいろ先生がコメントされていますけれども、実際これ選択の申し込み時にはたしか理由の記載は必要ないということでしたけれども、この辺の理由なんかはどのデータから把握されているのでしょうか。

野口学務課長 その選択理由としまして、平成22年度に1度調査を実施しまして、選択の理由等について調査いたしました。なお、今年度からは、選択申請書を保護者、児童から提出していただく際に、選択の状況を把握するためにアンケートを実施して、毎年継続的に選択の理由については調査してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他に何かございますでしょうか。

吉田教育長 私のほうからよろしいでしょうか。

住田委員長 はい。

吉田教育長 9ページの学校図書館の充実なのですが、外部評価者の3人の先生方がこぞって学校図書館運営ボランティアとの連携を図るとともにというようなことが書かれているのですが、最後のアクションのところに、私が読み違えているかどうか、ボランティアの字が出てこないのだけれども、この辺の学校ボランティア、図書館運営ボランティアとその図書館支援員とのかかわり、この辺についてはどういうふうに考えていいのか聞かせてください。

五十畑指導課長 今教育長さんのほうからありましたけれども、予算にかかわる部分ということで支援員さんの仕事等について、ここにアクションとして書かせていただきました。実際問題としては、学校におります司書教諭、そして図書館支援員の方、それから各学校で毎年増加傾向にあって大変ありがたいところですが、そのボランティアさんとの連携について非常にうまくいっているという報告を受けているので、今後もさらに充実した活用になるように連携を図って深めていくようにというご指摘やアドバイスをいただきました。現在のところ非常に良好な関係で、それぞれの小中学校の図書室が充実してきていると判断しておるところであります。

以上です。

住田委員長 よろしゅうございますか。847名というボランティアがおりますが。

他に何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、いただきましたご意見等を踏まえまして進めていっていただきたいと思います。

◎平成25年度越谷市教育費補正予算について

住田委員長 続きまして、平成25年度越谷市教育費補正予算について、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 教育総務課長。

鈴木教育総務課長 それでは、平成25年度越谷市教育費補正予算の要求内容について説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊3の平成25年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをご覧くださいと存じます。

なお、今回は、歳入の補正はございませんので、歳出についてのみ説明させていただきます。

初めに、2ページ上段の総務費、中段の衛生費及び3ページ下段の災害復旧費に係る経費につきましては、今回補正はございません。

3ページ中段やや下の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。教育費における歳出につきましては、今回7,871万1,000円を追加し、補正後の総額は84億8,426万4,000円となります。

次に、12ページ及び13ページの(2)事業別予算説明書をご覧ください。歳出の内容について、順次説明させていただきます。

まず、下段の1項6目入学準備金の入学準備金貸付事業につきましては、貸し付け希望者の増加に伴い準備金を追加するものでございます。

次に、14ページ中段、2項小学校費、2目教育振興費の就学援助事業につきましては、就学援助対象児童の増加に伴い、就学援助費を追加するものでございます。

次に、16ページ上段、3項中学校費、2目教育振興費の就学援助事業につきましては、小学校費と同様、就学援助対象生徒の増加に伴い、就学援助費を追加するものでございます。

次に、6項3目コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費につきましては、越谷コミュニティセンター大ホールの天井改修に係る経費について、改修方法の変更に伴い工事費を追加するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。債務負担行為に係る補正でございますが、追加及び変更がそれぞれ1件ございます。

まず、上段の追加につきましては、越谷市民プールの管理運営を、平成26年4月から平成31年3月まで指定管理者に委託することに伴う債務負担行為の追加でございます。限度額は5年間で2億円でございます。

下の変更につきましては、越谷市民プールに設置しておりますトレーニング機器の賃借に係る契約額が確定したことに伴い、債務負担行為限度額を変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、皆さんのこれからご努力が大変だろうと思いますけれども、この補正予算で進めていただきたいと思います。

◎その他

住田委員長 それでは、続きましてその他の報告事項に入りたいと思います。

いじめ防止対策推進法施行に関連する今後の動きについて、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 指導課長。

五十畑指導課長 それでは、3、その他の1番、いじめ防止対策推進法施行に関連する今後の動きについて報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きください。いじめ防止対策推進法施行に関連する今後の動きということで、報告させていただく理由でございますが、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。それに伴い、今後本市及び市内各小中学校が策定する方針や設置する組織等がございますので、現時点でご報告できる内容についてまとめてお話をさせていただきます。

ご存じのように、この「いじめ防止対策推進法」の成立については若干の説明をさせていただきますが、議員立法として提出されたわけですから、成立した経緯があります。この法令に関連する方針や検討を要する組織等については、十分まだ整備されていない部分もございます。したがって、国や県の今後の動向も不確かな部分もありますが、今後国や県の方針等を参酌し、早急に本市や市内各小中学校で策定すべき方針やいじめ問題を解決するための設置すべき組織等がありますので、繰り返しになりますけれども、現時点で把握している内容についてご説明させていただきます。

それでは、初めに1番の地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の策定をご覧ください。資料3のほうに実際のいじめ防止対策推進法の条文につきましては添付させていただきましたので、あわせて必要に応じて見ていただければと思います。

いじめ防止対策推進法第12条より、県、市は国のいじめ防止基本方針を参酌し、県や市の「いじめ防止基本方針」を策定するように努めることが定められております。

さらに、13条より、各学校には、国、県、市の基本方針を参酌し、学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」を策定する義務が明記されております。

(1) といったしまして、策定のスケジュール、現時点で把握しているものですが、を載せさせていただきました。ご覧ください。

国では、10月の11日金曜日に「いじめ防止基本方針」を取りまとめました。これを受け、文部科学省では11月1日金曜日に、都道府県向けの説明会を開く予定だと聞いております。

埼玉県では、国の基本方針を参酌し、今年中に県の基本方針を策定する予定であると聞いております。越谷市では、これら国、県の方針内容をまず確認して、市長部局と教育委員会で連携し、策定の有無も含めて検討に入ることになります。

次に、必須義務であります「学校いじめ防止基本方針」についてですが、既に全ての市内の小中学校には、いじめ防止のための基本方針が各校ごとに定められております。したがって、今後策定される国、県、市の基本方針内容を見た中で、確認した上で、各校で現方針の見直しや加除訂正が必要であれば、今年度中に新たな「学校いじめ防止基本方針」の策定を行うことになります。

次に、会議要項の24ページなのですが、(2)といたしまして、国の「いじめ防止基本方針の骨格イメージ」を載せさせていただきました。これは、国が組織しているいじめ防止基本方針策定会議第1回の会議資料に載っていたもので、国の基本方針について大まかにつかむことができるかと思います。

続きまして、大きな2番、「いじめ防止基本方針」策定以外の検討事項をご覧ください。越谷市では、いじめ防止対策推進法の規定により、基本方針以外にも、国や県の基本方針内容を確認後、市として方針を決定し、必要な組織等を編成しなければならないものが幾つかございます。

まず、(2)の①を見てください。いじめ問題対策連絡協議会等の設置ですが、これは法14条により、努力義務となっております。市の連絡協議会の設置について検討が今後必要になってきます。なお、埼玉県では、既存の「埼玉県いじめ問題対策会議」という組織がもう既にあるわけですが、この組織を活用できないだろうかということで、条例整備を含めて検討していると聞いております。

続きまして、(2)の②、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織編成についてですが、推進法第22条により、必須義務として、各学校に、いじめ防止対策のための組織を置くことを義務づけております。現時点では、各学校が現有の基本方針にのっとり組織をつくり対応しておりますが、これも基本方針と同じように、国、県、市の基本方針を確認後、検討等があれば見直しが必要になってまいります。

続きまして、(2)の③、学校の設置者又はその設置する学校による対処についてですが、法第28条により、必須義務として、市教育委員会や学校に対して、重大事態に対応する組織の設置、事実関係を明確にする調査が義務づけられております。越谷市といたしましては、これも国、県の方針を確認後、市として方針を定めることになります。

長くなりました。最後になりますが、(2)の④、公立の学校に係る対処についてですが、法第30条により、努力義務ですが、市として、重大事態に対処するため、附属機関を設けて調査を行うことができると規定されております。この件につきましても、市としては国、県基本方針を確認後、方針を定めることになっております。

以上、大変雑駁な説明ですが、現時点で報告できる内容について説明させていただきました。
なお、今後明確になり次第、その内容につきましては適宜定例教育委員会等で報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

住田委員長 ただいまのご報告に対しまして、ご質問等ございますでしょうか。

吉田教育長 少し補足させてもらいますけれども、議員立法というと本来ならば理念的な法ということになっているらしいのですが、今回についてはかなり具体的でして、普通その国でつくる法律となると、既に前段から細かい経過を経てつくっておりますので、大体でき上がったときにはどこも実施可能なところに来るのですけれども、この場合若干そういう手続が踏まれてこなかったこともあって、最初に法律ができてしまいました。後追いでご意見ということで、こういうような状況に国のほうでも細かいところをつけ合わせしながら動いているという最中ですので、我々としてもどうしても動けないという状況で今の説明になっております。多少その歯がゆい説明だと思いますが、現実的に動けない状況の中で今やれるものを今説明したということになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

住田委員長 いいですか。

何かご質問ありますか。

もう既に越谷市内の小中学校では基本方針あるわけですね。

吉田教育長 私のほうとしては、要するに学校できちんとした方針が出ていないと対応できないということで、これにかかわる方針ではございませんけれども、既に県等から通知が来ておりますので、そういったものを踏まえた上できちんとした対応策をとるようにとということでお話ししておりますので、各学校ではそれを踏まえてつくってあるかと思います。

住田委員長 他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 なければ、この件につきましては以上といたしたいと思います。

続きまして、南部図書室の移設について、教育長の報告を求めます。

吉田教育長 図書館長。

小林図書館長 続きまして、報告事項の2点目ですが、資料の27ページから31ページの5ページにわたりますが、かいつまんでご説明を申し上げます。経過、機能強化の必要性・妥当性、機能強化の基本的な考え方、移設後の蔵書冊数等の状況、それから移設による効果等について簡単にご説明いたします。

この件につきましては、既に、10月16日において、市の重要な施策と申しますか、全庁的に意思決定をする会議である、いわゆる政策会議というものがありまして、そちらに諮りまして、基本的にこの内容で合意がなされております。したがって、今後、その合意をもとに、先ほどご説

明しました重点施策として当初予算の計上等を行い、具体的に推進していくということになります。

まず、経過についてですが、現在いろいろと公共施設が多い中で、夕張市の財政破綻の問題もありますけれども、公共施設そのものの有効利用とか、統合・廃止を検討することなどが求められている時代環境にありまして、越谷コミュニティセンターがあるサンシティにおいても、いわゆる商業棟の6階部分のテナントの撤退などがあり、現在の経済情勢の中では、なかなか安定した見通しが立たないということが、背景としてございます。

加えて、そもそも本市の図書館については、書庫等の物理的な制約の中で、蔵書冊数が58万冊程度にとどまざるを得ないという状況にありまして、まずはその蔵書を充実することによって、よりよい公立図書館としての役割を果たしていくべきとの課題がございます。

加えて、南部図書室は現在10万冊程度の図書室ですが、武蔵野線と東武スカイツリーラインが交差して、かなり多くの方が通勤・通学等で乗降する、または通過するという中では、図書館サービスに対する需要も大きいものがあります。しかし、駅前に新たな土地を求め、建物を整備することは現実的に困難でございます。そこで、建てるということではなく、既存の公共施設・公的資産というか、第3セクターですが、サンシティという公的資産を有効活用することにより、図書館行政の飛躍的な充実が図れるということで、今回、移設ということが庁内で合意形成されたという経過がございます。

そもそも機能強化の必要性・妥当性はどうなのかということですが、これについては、ただいま申し上げたとおりでして、本市の図書館サービスは、本館に加えて北部、南部と昨年オープンした中央という4つのポイントでサービスを提供しているわけですが、30万都市としては、数は少ないほうです。ただ、本市の特性として、駅利用者が多いという中で、各図書室とも駅に近いところに立地していることから、面的な意味では一定程度のカバーができていると思います。加えて、移動図書館もあって、身近なところへのサービス供給も図っています。

こうした中、いかにせん蔵書というものについては、先ほど重点事業の中でもご説明申し上げましたけれども、県内の比較ということで27ページの下のほうに記述してありますが、所沢市が約87万冊、川越市が約77万冊、近隣の春日部市については、庄和町との合併効果もあり約68万冊、お隣の草加市が本市より多い約58.1万冊ということで、越谷市は県下第8位となっておりまして、30万都市にふさわしい蔵書というものを求めるためには、移設の機会を生かすことが妥当と判断したところです。なお、今回、広報こしがや季刊版秋号で、図書館をより一層ご利用いただくべく特集を組みましたけれども、蔵書冊数が少ないながらも、貸出冊数は県下第3位の約171万冊という状況にあります。

次に、28ページのほうになりますが、先ほど申しましたように、蔵書が約10万冊で、実際に見られる環境にあるのが約半分の5万冊程度ですから、30万都市としてはかなり少ないわけですが、

29ページの上段に記してありますように、移設後の蔵書は、18万冊ぐらいは可能となり、そのほとんどである17万冊強はオープンで利用できる配置となります。

加えて、これまでの長年の要望というものを集約してみますと、28ページの「さらに」というところで記述させていただいておりますけれども、南部図書室そのものの拡充を求める声、または図書館に格上げしてもらいたいということ、さらに、レイクタウン地区を中心とする市の南部地域の人口増ということがある中で、レイクタウン地区に図書館が欲しいという要望もあります。また、中高生の利用という視点からは、学習席の充実ということ、さらに、子育て中の方からは、気兼ねなく子ども連れで図書館を利用できるような環境づくりを望む声があります。

また、市政運営に反映すべく、ふれあいミーティング等で市民の方の声を生で聞くということをやっておりますけれども、その中でも、飲食が一定程度できるような運営をしてもらいたいという要望もあったところです。これらの点については、移設をすることにより具体的に対応が可能であるし、また、対応していきたいということでございます。

それらを受けての基本的な整備方針としては、それらとの対応関係になりますけれども、28ページの下段に記してあるとおりでございます。この中で補足的に申し上げますと、子育て支援機能の強化ということについては、これからは単なる読書ということにとどまらず、これは29ページにも具体的に記してございますが、フロアの区分というところを見ていただきますと、こども図書室というものを設置し、一定程度区切られた中で、子どもと親御さんが一緒に図書室を利用でき、そこで靴を脱いで絵本なんかを読んだりできるスペースを設けるなど、親子でお使いいただけるような環境をつくっていくというようなことです。

また、人的投資の増大というものが当然ありますけれども、そちらについては極力抑制するということが必要であり、また、レイクタウン地区への新たな高校の進出の話とか、保育園等の開設が予定されている中で、学生やサラリーマンの方は、比較的容易にシステム機器を利用することができるわけですので、人的投資の抑制も含め、サービスの自動化の推進を図ろうとするものでございます。具体的には、29ページのサービスの自動化のところを見ていただきますと、中央図書室において、実証実験的にもう効果が明らかになっている自動貸出機とか、そういうものは当然ですが、先ほどの重点事業の中でもご説明申し上げましたように、予約資料のサービスには、かなりの手間がかかっておりますので、これも自動化を図っていこうとするものです。図書にICチップを埋め込むことにより、利用者が自ら受け取り、そして自動貸出機にかざして、貸出処理を済ませていくというようなこと等を考えております。

次に、面積ですが、29ページの上段のほうに記してありますが、商業棟の6階ということで、約2,300㎡となり、現在の3倍強になります。こうしたことから、図書室とは一線を画した中で、お茶とか軽食ができるようなスペースを確保し、いわゆる「くつろぎ空間」を設けていきたいと考えております。

面積が2,300㎡もあるのに、名前がなぜ図書室なのかということにつきましては、これについては新聞紙上でも報道がありましたけれども、いわゆる図書館という図書館法の図書館になりますと、風営法の関係でパチンコ店とか、そういうものの進出が新たにできなくなるというふうなことがありますので、パチンコという産業もGDPに占める割合もかなりのもので、日本独特の文化という位置づけがありますので、名前はあくまでもコミュニティセンターの一つの機能という形の図書室のままにするという考え方でございます。

次に、効果については30ページに記しておりますが、現在、平成24年6月にオープンした中央図書室に蔵書を逐次整備している途中でございますので、そちらで3万冊・4万冊は可能ですので、南部図書室の拡充分と合わせますと、いわゆる大台である70万冊に届く見込みが出てくるということでございます。また、貸出冊数については、中段に記してありますが、南部図書室のほうはピーク時で約48万冊、昨年は中央図書室の影響もあって、若干落ちていますが、移設後において60万冊程度は期待できると考えており、中央図書室のフル稼働も踏まえると、トータルで年間200万冊が可能となりまして、先ほど、現在は県下第3位で171万冊とご説明いたしましたが、蔵書冊数が70万冊で、貸出冊数が200万冊というのは、我々図書館を担当する者の世界では、ある意味では一流のレベルの域に達するというふうな期待をしています。

貸出冊数とは別に、人の動きから考えますと、約3割アップの35万人程度が入ると見込んでおりまして、そうすると6階へ上がっておりという行為が伴いますので、下の商業施設のそれぞれにおいて、経済効果の波及があるであろうと思っております。

また、そもそも公的資産の有効利用という観点からは、この30ページの一番下の段ですが、投資効果というか、その有効性というものを少し考えてみますと、駅から徒歩3分のところに2,300㎡を超える土地を求めて新たに整備するというのは、現在においては至難のわざということがそもそもありますが、坪あたりの建設単価が100万円程度と想定しますと、2,300㎡ですので、建物のみで約7億円になります。

費用の概算を示したものが、31ページになりますが、実際には、第3セクターから床を借りるということですので、平準化した経費ということになりますが、建物の減価償却を踏まえてより少ない投資ということの中で額を設定しておりまして、下段のほうの6階借上料、①を見ていただきますと、移設後で約5,100万円ですので、建物のみで約7億円ということと比較しますと、結構格安かなというふうな感じがしています。加えて用地取得とか、そもそも駐車場の確保が必要でございませぬので、そう考えてみますと、31ページの一番右下になりますが、概算的に申し上げますと、年間約1億円の投資というか、財政負担でもって、先ほどご説明いたしましたように、図書館行政のさまざまな課題の解決や、また経済の活性化等に大きく寄与するものと考えられ、移設をすることについての判断は、妥当なものと思っておるところでございます。

概要としては以上でございます。

住田委員長 ただいまのご報告に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。

少し確認させていただきたいのですけれども、開設時間といいますか、商業施設が下のほうにあるのですから、それとは入り口が別とか何かだったらいいのですけれども、どうしても商業施設が例えば10時に始まるとしたら、朝もっと早く行きたいのだけれどといっても、利用できないとか、そうなることがあります、開室時間はいかがでしょうか。

小林図書館長 29ページの開室時間というところをご覧いただきたいと思うのですけれども、いまは、サンシティの商業棟全体の警備等の関係もあり、平日は10時から21時まで、土・日は9時半から21時ということで、一体となって運営をしております。しかし、通勤・通学の朝早く本の返却をしたいというふうなこともありますので、いわゆるブックポストということですが、返却の箱というか、設備を1階の施設警備の外に置きまして、24時間対応可能というふうなことで、便宜は図っていきたいと考えております。実際には、開室時間の間は、極力6階のカウンターに返却していただきたいのですけれど、その辺のところはご不便のない程度で弾力的にそのポストの利用時間を設定していきたいと思っております。

住田委員長 何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

それでは、続きまして11月の定例教育委員会会議の日程でございますが、いかがいたしましょうか。

〔「委員長に一任」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、次回の教育委員会会議は11月の28日木曜日午前の10時から教育委員会室で開催したいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

◎閉会の宣告

住田委員長 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

長時間本当にご苦労さまでした。以上をもちまして閉会といたします。どうも失礼いたしました。

(午後 3時35分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成25年10月24日

委員長

住田 俊

委員

櫻田 玲子

委員

堀川 智子

委員

進藤 秀子

委員

吉田 茂

(教育長)

書記

教育総務課副主幹

渋谷 博之